

札幌市子どもの権利条例 市民意見交換会 グループディスカッションで出された意見など

日時：平成 18 年 4 月 16 日（日）14 時 15 分～15 時 30 分

場所：屯田北児童会館（北区屯田 8 条 7 丁目 1-39）

広報関係など

- ・条例がつくられることによって具体的に何が変わるのか知りたい。
- ・条例は、できるまでも、できてからも大切である。また、子どもと大人のパートナーシップも大切。
- ・現在の「子どもの権利条約パンフレット」は、飢えや貧困、差別など戦争をしている国の子どもたちのための条約というイメージであり、子どもたちには自国のこととして捉えにくいのではないか。また、学校でも、自分たちの子どものこととしての認識が薄い場合もあるのではないか。学校から子ども、そして保護者へと伝わっていくので、学校の役割が大きいと思う。
- ・条例ができると、条例のパンフレットができるので、もっと分かりやすく自分のこととして理解できるようになるのではないか。
- ・子どもの意見を大切にしてほしい。
- ・まだ子どもの権利条例ができることを知らない市民がたくさんいると思うので、もっと伝えると同時に、条例ができてからも伝えていくこと、検証していくことが大切。
- ・子どもたちにも分かるように伝えていくために、勉強会を色々な形で行うのはどうか。
- ・子どもを産む世代の人に分かるように伝えていくことも大切。
- ・「条例ができたならこんなふうになるよ」というビジョンを知らせてほしい。
- ・大人も、子どもの声や思いを受け止めて、一緒にやっぺいこう、という考えを大切にしてほしい。
- ・子どもの権利について、子どもたちには学校で学ぶ機会を、大人たちにも様々な機会学ぶことを保障することが大切。
- ・「条例ができたなら、何か良いことがあるのか。」と、どうしても即効性があるものを期待するが、条例があること自体が前進だ、というふうにも考えることも必要。
- ・札幌に住む子どもだけではなく、札幌に通学する子どもたちのことも視野に入れていることは、とても素晴らしい。できれば、このような取組が北海道全体にも広がってほしい。
- ・条例が実効性のあるもの、役に立つようなものにするためには、どうすればよいのかを考えてほしい。
- ・条例をつくったうえで、行政としてどこまでやろうとしているのかを知りたい。
- ・条例をどのように伝えていくかが重要。特に、無関心に見える人に、どのように伝えていくか。
- ・条例の定着には、市民に対する広報だけではなく、地域との連携を図る具体的な工夫が必要ではないか。
- ・広報が不足していると感じる。アンケートも、わずか 6,000 枚程度で、札幌の子どもの現状が把握できていると言えるのであろうか。

子どもの基本的な権利についてなど

- ・子ども同士の豊かな関わりがつけられるといいと感じる。
- ・虐待やいじめなどの問題から、「守られる権利」が一番身近に運用されるのではないか。
- ・「子どもの基本的な権利」と現実とのギャップがあるのではないか。どのように対応していくか。
- ・「豊かに育つ権利」が大切だと思う。子どもは様々な環境で生まれてくる。子ども自身が発達していく環境を社会が保障していくことが大切だと思う。
- ・子どもが学ぶ場所を選ぶことができるようになればよいと思う。

家庭、学校、地域での権利保障など

- ・学校は忙しく、新しい取組への反応は鈍いこともある。子どもが一番大切であることを、周辺から情報を発信しながら、改革していくことが大切だと思う。条例の中に、そのような情報が力強く込められていなければならない。
- ・学校が変わるためには、もっと周りから声を出さなければならない。教員は、学校でやらなければならないことのなかで、子どもたちのことへの優先順位を上げてほしい。
- ・今、学校では、色々なことを学校教育に要請されており、一人一人の子どもに行き届いた丁寧な指導や対応をしたくても、38人の学級の中では、なかなか厳しい現実がある。
- ・学校のなかでのいじめで、不登校になっている友だちがいた。学校に来ることができるよう、励ますなどの努力を続けている。
- ・PTAの取組も大切である。子どもへの教育についても、先生と話し合うなど、できることがあると思う。
- ・家庭、地域でともに子育てをしていく環境づくりが大切だと思う。
- ・ニート、引きこもりなどの子どもたちの声を聞いて、ネットワークをひろげていくべきだと思う。
- ・地域の教育力の回復は難しい問題であり、地域のネットワークは大切だが、実現するには時間がかかると思う。
- ・子ども会の活動を通して、子ども同士が豊かな関わりをつくることができるとよいと思うのだが、子ども会の活動に参加する子どもの数が少なくなっている。また、親が子ども会の案内などを見せて、子どもに意見を聞いて、子どもに参加を判断させることも大切なのだが、案内を見せたり、子どもの意見を聞いたりしない親もいるなど、大人の理解の問題がある、と感じている。
- ・地域の間人関係の低下に関わって、子ども会に誘っても、保護者が「面倒くさい」と参加に消極的な状況がある。
- ・地域で、子どもの権利や条例について学びあう場が大切である。地域と行政が、ともに学びあう場をつくっていく必要がある。
- ・小学校と地域の民生委員・児童委員などが連携をとって子どもたちを見守ることができるようなシステムをつくってほしい。
- ・異学年のつながりでお互いに学ぶことができるので、子ども同士がつながっていけるような地域のプログラムが必要ではないか。

参加・意見表明など

- ・ 屯珍館の建設に携わったが、子どもの立場で、自分たちの参加によって、自分の力を発揮できたことに満足している。すべて思いが実現したわけではないが、自分たち子どもが業者と直接関わって会館を作り出せたことは、とてもよかった。いろいろな場面で、このような取組がひろがってほしい。
- ・ 子どもの意思を尊重してほしい。
- ・ 参加できる仕組みの構築が重要である。子どもの立場にたって意見を聴くことがとても重要である。

子どもの居場所など

- ・ 安心して子どもが集まれるよう、子どもの居場所づくりがとても大切であり、目にみえる形でこのような居場所をつくっていくことも必要。
- ・ 条例ができると、不登校などの子どもたちが通っているフリースクールと学校との話し合いがしやすくなるのではないかと期待している。
- ・ 子どもの居場所づくりが必要。
- ・ 子どもたちが安心して集まれる居場所が、子どもの意見でつくることができるようになるとよい。
- ・ 子どもの居場所をもっと増やしてほしい。
- ・ 週休2日になり、以前よりも子どもの居場所や遊び場所が少ないと感じる。家の中にいることが安心だと思っている親も少なくない。子どもにとって、楽しく、安心して過ごせる居場所はとても大切であり、増やしてほしい。

大人の役割についてなど

- ・ 例えば、「やけどしちゃダメ」など、大人が対応しすぎていることがあり、体験させるチャンスが少なくなっていると感じる。楽な方を選ぶ傾向がある。
- ・ 大人に、「うちの子はちがう」という意識があり、社会の中での子どもという感覚が持てなくなっているのではないか。
- ・ 子ども、親、地域、学校、それぞれの姿勢にすれ違いを感じる。行政に頼るばかりではなく、互いに努力しあって、子どもを育むことが大切ではないか。
- ・ 意見表明や権利侵害など、子どもの権利に対する大人の理解と推進が必要である。
- ・ 「大人の責務」を明瞭に記載すべきではないか。
- ・ 親や大人は、地域や子ども会などで、子どもが自分たちで活動していくことよりも、勉強に時間を使うことが大切だと考えている場合も少なくない。自分たち子どもの活動や思いを仲間に伝えていくことが難しい状況にある。
- ・ 大人は、子どものためにとっているが、必ずしもそうはならないことが結果的にあるのではないか。
- ・ 大人に子どもの権利を学んでほしい。そうすることで、色々と子どもの相談にのってくれるのではないか。
- ・ 大人は、子どもの声をどのように聞き、子どもを信じることや価値観について話し合うことが大切だと思う。子ども立場で、権利の保障、権利の侵害ということについて考えていくことが大切。
- ・ 大人が自信をもって子どもに声をかけるなど、コミュニケーションをとることが大切。

- ・子どもは、「社会をつくる大人のパートナー」である。このパートナーである子どもの声を、大人がどのように聞いていくかが重要である。
- ・子どもと大人では力関係が違うので、最終的に被害者になるのは子どもであることを、大人は知ってほしい。大人がそれを分かってくれる社会になればよいと思う。

子どもの権利の検証について

- ・条例制定後、子どもたちにきちんと届いているか、また、条例の理念が実行されているか、調査が必要である。
- ・子どもたちに、条例がどのように届いているかが重要である。条例の成果、検証の仕組みも重要となる。
- ・条例をよりよく見直しすることができる仕組みが必要。
- ・救済制度ができること、子どもの権利専門委員が機能することで、子どもの権利保障が検証可能となるのではないかと。
- ・制定後の専門委員会の中では、子どもの声をきちんと聞くために、大人の努力（説明）が大切になる。そのようなことも盛り込み、きちんと子どもの声を反映させることが重要。
- ・子どもにとって負担がなく、分かりやすく、参加しやすい子どもの権利専門委員会をつくってほしい。

子どもの権利侵害からの救済など

- ・学校の中でのいじめや先輩、後輩という盾の序列のようなものをなくすることを求めてほしい。また、子ども会の普及の大切さについても触れてほしい。
- ・いじめ、体罰、虐待とは何かについて、子どもと大人が理解できるようなものをつくってほしい。
- ・「差別」はなくそうと努力していても、なかなか難しいと感じる。
- ・いじめを完全になくす（断ち切る）ことは、難しいことだと思う。
- ・この条例を実効性のあるものにするためには、実際のケーススタディとしては難しいかもしれないが、オンブズパーソン制度に期待したい。
- ・実効性のある、札幌らしい「オンブズパーソン制度」の構築を望む。
- ・救済を具体的にどうすすめるかのシステム等の骨子を条例の中に入れてほしい。
- ・実際に、困ったり悩んだりしたときに、誰に相談してよいのか分からないことがある。
- ・権利侵害からの救済について、救済制度の委員には、子どもの権利条例づくりに携わったメンバーも入るほうがよいのではないかと。

その他、条例づくりに向けての意見など

- ・いくら聞いても、まだ子どもの意見を聞くことは足りないと思うので、どんどん子どもから意見を聞いてほしい。
- ・親の声も聞くとよい。
- ・大人が考えたことではなく、もっと子どもの声を活かしてつくることによって、分かりやすいもの

になるのではないか。

- ・子どもに聞いて、分かりやすい条例文にするとよい。
- ・条例づくりの過程で、子どもの参加をさらに実現し、意見を取り入れるべきではないか。
- ・検討委員会だけで条例をつくるのではなく、市民の声をもっと取り入れてほしい。
- ・条例づくりの過程で、子どもたちに、「この内容で君たちに思いは伝わるだろうか」と投げかけ、意見を聞くことが必要。
- ・中間答申書を読んで、検討委員会のなかで必ずしも子ども観が共有できていないのではないかと感じた。「子どもは大人が守るべき弱い存在」としてみるのではなく、「子どもは本来自分を守る力を持っている存在」として捉え、その子どもの内なる力に働きかけ、エンパワメントを引き出すことが必要である。「子どもはやがて大人になっていく存在」と記載してあり、当然のことではあるが、子どもが子どもとして生きられる権利を持っていることが見失われがちではないか。
- ・前文にとっても関心がある。前文の中に子ども観（子どもは本来力を持った存在）を入れてほしい。また、憲法、教育基本法など、子どもの権利条例によって立つものを明記することを期待している。
- ・子どもがみて理解しやすいように、短く、分かりやすい条文にしてほしい。できれば、B4、2枚程度の分量で。
- ・中間答申書の内容は、難しい記載があった。誰が見ても分かりやすい表現にして欲しい。
- ・「子どもの権利条例」という名称をつかうのは、好ましくないのではないか。例えば、「子どもの権利と義務に関する条例」「子どもの健全育成条例」というような名称にすべきではないか。
- ・最終答申書原案に、「努めなければなりません」という文言が多いが、条例にふさわしいかどうか、今後検討してほしい。
- ・条例づくりの過程において、もっと、市民の声を聞く機会を設けるべきではないか。